

ノルウェーにおけるインクルーシブ教育概観

堀田 椋*・広瀬 信雄**

Ryo HOTTA and Nobuo HIROSE

I. はじめに

1994年、特別なニーズ教育に関する世界大会がスペインのサラマンカにおいて開催され、「万人のための教育 (Education for ALL)」の枠組みの中に「特別なニーズ教育 (Special Needs Education)」が位置づけられた(金子, 2008)。そして、2006年に国際連合で採択された「障害者権利条約」では、先のサラマンカ声明で提案されたインクルーシブ教育の方向性が明示された。その一方で、インクルーシブ教育の理念はその国の情勢等によって定義の解釈が異なり、インクルーシブ教育の実践もまた多様である(Reindal, 2016)。そのため、わが国においてもインクルーシブ教育を実現するためには、その定義の解釈について、歴史や文化、教育的価値観と関連づけて整理しなければならない。最近になってインクルージョンを導入した国の多くでは、すべての子どもたちに教育を提供することが可能になっているものの、大規模なインフラ開発がないことや、教師教育が不十分でニーズの多様性に対処できていないなど、インクルーシブ教育の実施や推進には、国際的にも多くの課題がある(Forlin・川合・落合・盧田・樋口, 2014)。

北ヨーロッパの福祉国家として知られるノルウェーにおいては、インクルーシブ教育の制度を整えていくために、子どもの教育的なニーズだけでなく、社会的なニーズに対する対策、家族や生涯にわたる支援の視点の必要性などの課題を抱えており(真弓, 2009)、わが国の情勢と共通する部分もあると考えられる。また、ノルウェーのインクルーシブ教育については、これまでわが国で特記されることがほとんどなかった。

以上を踏まえ、本論文では、比較教育的な視点を念頭に置きつつ、ノルウェーにおけるインクルーシブ教育を、いくつかの資料をもとに概観する。その上で、インクルーシブ教育の本質について考察するとともに、わが国におけるインクルーシブ教育の展望について課題を整理することを目的とする。

II. ノルウェー王国の概観

前章で述べた通り、インクルーシブ教育の実現のためには、各国の歴史や文化、教育的価値観と関連づけて定義の解釈を行う必要があると考えられる。そこで、ノルウェーにおけるインクルーシブ教育の実態を概観するために、主として外務省が公開している国の基礎データをもとに、ノルウェー王国 (Kingdom of Norway) の情報を整理する。

ノルウェーはスカンジナビア半島の西岸にあり、南北に細長く伸びている国で、海岸線には氷食を受けたU字谷が沈水してできた奥深い入り江であるフィヨルドが発達している。国土面積は約38.6万平方キロメートルであり、約37.8万平方キロメートルの日本とほぼ同じである。夏は白夜が数週間続き、冬は

* 山梨大学教育人間科学部

** 山梨大学大学院教育支援科学講座 (障害児教育系)

昼間でも暗い日が数週間続く。国土の約70%が湖沼や氷河や山であり、農地は約3%ほどである。12世紀から13世紀にかけては、西部の湾岸都市ベルゲン（Bergen）が首都で、ノルウェー最大の港として栄えてきた。現在の首都は東部にあるオスロ（Oslo）であり、冬の最低気温がマイナス50度に達することもある寒暖差の激しい土地である。

2018年現在の人口は約526万人であり、そのうちの約17.3%が移民である。また、国民の約96%はキリスト教プロテスタントの福音ルーテル派が占めている。公用語は主にノルウェー語で、その起源はドイツ語系にある。他にはサーミ語などを用いている。政体は立憲君主制で、一議院制である。主要な産業は、石油、ガス生産業、電力多消費産業、水産業である。ノルウェー国民の高い生活水準および福祉水準は、これらの産業によって支えられているといえる。

III. ノルウェー教育史における特殊教育（Special Education）

ノルウェーにおける組織化された教育は、1152年に聖堂学校（cathedral school）と呼ばれる宗教教育の学校から始まった。ノルウェーでは、「万人のための教育」、すなわちすべての子ども達のための義務教育は、1739年に制定された「ノルウェーにおける学校法」によって初めて導入されたといえる。この法律は、ノルウェーのすべての子ども達に対して宗教教育を行うことが目的であったが、そのなかで読み書きについての教育も行われた。しかし、法律はすべての子ども達を対象としていたものの、実際には多くの子ども達が学校で教育を受けるには至らなかった。

1770年から1830年の間に、ノルウェーを含む西欧諸国では、視覚障害や聴覚障害、知的障害のある子どものほか、社会的に不適応を起こしている子どもや若者に関して、新しい社会制度や指導法についての視点が浮上していた。それについて、Hausstatter and Thuen (2014) は、ノルウェーにおける2つの異なるアプローチを指摘している。

一つは、身体障害あるいは知的障害のある人についての科学的・医学的関心に由来しているもので、フランスのパリから持ち込まれたアプローチである。12世紀ごろまで首都であり、ノルウェー第3の都市でもあるトロンヘイム（Trondheim）に、1825年に聴覚障害のある子どものための教育機関が開設されたことに続き、1861年には盲学校、1874年には知的障害の研究機関が開かれた。1881年には、これらがノルウェーにおける慣習法である「異常児の指導に関する法律（the Act on Teaching of Abnormal Children）」に組み込まれた。これは特殊教育が社会の関心事であったことを示唆しており、それまでは民間の支援に依拠していた諸機関が公的な制度に組み込まれたことを意味する。

もう一つのアプローチは、非行などの社会規範に反するなどの社会的に不適応を起こしている子どもや若者の行動を背景としている。彼らは「異常」とは分類されなかったものの、「軽視された」「道徳的に墮落した子ども」などの言葉で記述されていた。このアプローチは、そのような子どもの問題に対処するための特別な指導方法や技術を開発することではなく、子どもの教育と保護のため、家族の代わりとして新しい環境を確立することを目的としていた。ノルウェーにおいては、1841年にオスロで設立された「救助機関（Toftes Gave）」という名前の孤児院がこのような施設の始まりともいえる。そして、数十年後には「教育ケア施設（educational care establishment）」へと移行した。この施設は、1896年に、「社会的に不適応な子どもの処遇に関する法律（Law on the Treatment of Neglected Children）」あるいは「児童福祉協議会法（the Child Welfare Council Act）」で規定されるようになり、現在は「改革学校（reform schools）」と呼ばれている。このように、1800年代のノルウェーにおける特殊教育は、慈善活動の時代で

あったといえる。

20世紀の初めごろになって、国家建設の過程の一部として、制度化された学校が設立された。この過程において、ノルウェーの政策は「自由と民主主義」を導いていると謳っていたものの、実際には強い同化政策によって民族的マイノリティを排除していた。一方で、障害のある子どものための教育については、1881年の「異例的な法律 (the Abnormal Schools Act)」をはじめとして、視覚障害や聴覚障害、軽度知的障害のある子どもたちのための学校に関して、保障され始めた (Takahashi, Korenaga, & Tabe, 2013)。

第二次世界大戦以降、1951年には「特殊学校法 (the Special Schools Act)」が制定され、障害のある子どもが特殊教育を受ける権利が、初等教育や前期中等教育だけでなく、後期中等教育にも適用されるようになった。さらに、1974年には「後期中等教育法」、1975年には「初等・前期中等教育法」において、それぞれ特殊教育を受ける権利が規定されることとなり、特殊学校法は1975年に廃止された。これらの法改正により、特殊学校の管轄責任は、国家から市町村である「コミュネ (Kommune)」に移管され、コミュネがすべての児童の教育に責任をもつことになった。

1992年には、原則として特殊教育学校を廃止し、学習指導要領の一元化、「教育心理カウンセリングサービス (Pedagogisk-psykologisk tjeneste; PPT)」の支援を基礎とした、通常学校が主体となって特別な教育的ニーズに応じる「適応教育 (adapted education)」を推進している。しかしながら、ノルウェーにおいては1881年から1992年までの約100年間にわたって、特殊教育学校と通常学校の2つの学校制度が存在していたことがわかる。

IV. サラマンカ声明以降のノルウェーにおけるインクルーシブ教育の展開

サラマンカ声明が採択された1994年には、教育改革によって、障害のある子どもを含む16歳から18歳のすべての子ども達に後期中等教育が保障されることとなった。1997年には、初等教育が6歳から行われることとなり、前期中等教育と合わせて10年間に延長された。ノルウェーの学校教育制度は、6歳から12歳までの初等教育学校、13歳から15歳までの前期中等学校の10年間は義務教育期間とされ、16歳から18歳までは後期中等学校に区分されている。また、1998年に採択され、1999年に施行された「新教育法 (ACT of 17 July 1998 no. 61 relating to Primary and Secondary Education and Training)」では、初等中等教育を一括し、就学しているすべての子どもおよび未就学児童が特殊教育を受ける権利を定めている。2000年には、同法の改正により、成人に対しても初等中等教育学校において特殊教育を受ける権利が保障されることとなった。現在では、すべての子ども達は普通教育を受ける権利を享受し、特殊教育を受ける権利もまた明文化されている。

2006年12月に採択された障害者の権利に関する条約では、24条の教育において締約国の義務を定めている。障害者の権利に関する条約に向け、2009年9月には、その一環として「障害に基づく差別禁止法 (Act June 20 2008 No 42 relating to a prohibition against discrimination on the basis of disability)」が施行された。ノルウェーは、本条約に2007年3月に署名し、2013年6月に批准した。

V. ノルウェーにおけるインクルーシブ教育の現状

ノルウェーの政策の原則として、すべての子ども達は通常学校 (mainstream schools) や幼稚園に通うことが決められているが、もし普通教育を受けることから利益が得られない場合は、特殊教育を受けるこ

とができるとしている。そのため、障害がある子どもが地域の学校への入学を拒否されることはない。そして、子どもの能力や適性、年齢、性別、肌の色、性的指向、社会的、宗教的あるいは民族的背景、居住地、家庭の教育方針および経済的事情といった、多様な社会文化的背景による区別をされず、すべての子どもがともに学ぶことができる。

特殊教育については、通常の教育や授業から満足のいく利益を得られない子どものために、個に応じた教育を保証している。また、「平等な教育」を権利として保証しているため、特殊教育を受ける権利は誰にでもある。

すべての子どもたちに対する教育の責任は地域の学校にあり、学校の近くで「適応教育」を受けることが法律で規定されている。現在のオスロにおいては、生徒の約40%がノルウェー語とサーミ語の2言語を話す。授業で使用される言語が子どもに適合しない場合は、個に応じた教育を受ける権利を有する。例えば、北ヨーロッパの先住民族であるサーミ民族の子ども達は、自身の授業計画においてサーミ語を用いることができる。

1. 特殊教育を受ける子どもの割合

6歳から16歳までの子ども達の約97%は、多様な社会文化的背景に関わらず、地方教育委員会によって管轄されている通常学校へ通う。約2.2%は私立学校に通い、その他は特殊教育学校に通っている。2006年から2011年にかけて、特殊教育を受ける子どもは増加したが、近年では、2012年度の8.6%から2016年度の7.8%まで若干減少傾向にある。しかし、2017年度は7.9%と、わずかに増加した。

私立学校では、特殊教育を受けている学生の割合が公立の通常学校よりも多い。私立学校において特殊教育を受ける子どもの割合は、2005年度には7.1%、2010年度には9.6%、2017年度には10.8%と、年々増加傾向にある。

2. 特殊教育の実際

表1は、特殊教育を受ける子どものうち、授業の形態による内訳の年度推移を示している。2017年度には、特殊教育を受けている子どもの40.2%が、主として通常のクラスで授業を受けており、6人以上の中規模集団で授業を受けている子どもは8.1%と少ない。2人から5人の小集団による教育は38.8%であり、教師や補助員とともに単独で受けている子どもは12.9%であった。

通常のクラスで特殊教育を受ける子どもは、2013年度の約28%から大幅に増加している。現在では、特殊教育を受ける子どもの約40%が主として通常のクラスにあり、約60%が、グループあるいは単独で、授業を受けている。

3. 特殊教育を受ける時間

表2は、1年間に特殊教育を受ける時間数を示したものである。特殊教育を受ける時間が少ない子どもの数が増加し、ほぼ半分において、週7時間以上特殊教育を受けることができている。また、2013年度以降、特殊教育を受けている時間が年間75時間以下の子どもの数は年々減少傾向にあるが、対照的に、191時間以上特殊教育を受けている子どもの数が年々増加傾向にある。

表 1 ノルウェーにおける特殊教育を受ける子どもの主な授業形態の内訳の推移

年度	通常のクラス	中規模集団 (6人以上)	小集団 (2～5人)	単独
2017	40.2%	8.1%	38.8%	12.9%
2016	37.2%	8.5%	41.8%	12.5%
2015	34.5%	8.8%	44.0%	12.6%
2014	32.1%	9.6%	45.4%	12.9%
2013	27.6%	10.9%	48.7%	12.7%

*Nordahl [2018] 98 より, 筆者が翻訳, 一部改変して作成

表 2 ノルウェーにおける特殊教育を受ける年間の時間数の内訳の推移

年度	特殊教育を 受ける生徒数	75時間以下	76～190時間	191～270時間	271時間以上
2017	47979	5.3%	48.7%	17.6%	28.4%
2016	47438	5.6%	49.7%	17.3%	27.4%
2015	47606	5.8%	50.1%	17.2%	26.9%
2014	48088	6.2%	50.5%	16.9%	26.4%
2013	49432	6.5%	50.3%	18%	25.2%

*Nordahl [2018] 104 より, 筆者が翻訳, 一部改変して作成

VI. 終わりに

Reindal (2016) は、ノルウェーのインクルーシブ教育について、「1994 年以来、インクルーシブ教育の概念は世界中に探求し続けていく、いわば着陸点がないまま、明確に働く定義が補えないままであった。インクルーシブ教育の概念や定義が明確でない故に、ノルウェーにおける実践は学校ごと、地域ごとに異なっている。インクルーシブ教育を相互理解するための可能な共通背景を作り出すために、道義的問題としてインクルージョンを見ることが重要である。そしてインクルージョン自体が何かの目的であるが故に、道義的な問題に影響を与える。インクルージョンは価値のある何かを伝えているはずであり、インクルージョンの目的は何かをもう一度問うことは重要である。」と述べている。わが国においても、インクルーシブ教育の概念や定義が明確でないため、教師たちの実践にも様々な違いが生じていると考えられる。そのため、わが国においてインクルーシブ教育を行う際に、「障害のあるなしにかかわらず、すべての子ども達を包み込んだ教育を行う」（布留川, 2004）という意味である「インクルージョン」とは何か、「インクルーシブ教育」とは何であるか、といった根本的な問いを考えることの必要性があるのではないだろうか。

今後は、インクルージョンの目的は何であるのか、わが国におけるインクルーシブ教育はどうあるべき

かを念頭におき、ノルウェーにおけるインクルーシブ教育の現状と課題をさらに細かく分析し、わが国におけるインクルーシブ教育と比較することで、わが国におけるインクルーシブ教育の在り方を考えていきたい。

引用文献

- 1) Forlin, C.・川合紀宗・落合俊郎・蘆田智絵・樋口聡 (2014) 日本におけるインクルーシブ教育システム構築にむけての今後の課題—大学に課せられた役割を考える—。特別支援教育実践センター研究紀要 (12), 25-37.
- 2) 布留川富雄 (2004) サラマンカ声明におけるインクルージョンの意義。佛教大学教育学部会紀要, 3, 245-255.
- 3) 金子健 (2008) インクルーシブ教育への可能性。日本発達障害福祉連盟 (編), 発達障害白書 2008 年版, 日本文化科学社, 7-11.
- 4) 真弓美果 (2009) ノルウェーにおける権利としての特別支援教育とその実態。世界の特別支援教育, 23, 79-82.
- 5) Hausstatter, R. S. & Thuen, H. (2014) Special education today in Norway. *Advances in Special Education*, 28, 181-207.
- 6) Reindal, S. M. (2016) Discussing inclusive education: an inquiry into different interpretations and a search for ethical aspects of inclusion using the capabilities approach. *European Journal of Special Needs Education*, 31 (1), 1-12.

参考文献

- 1) Nes, K. (2014) Inclusive education in Norway: Historical roots and present challenges. *Journal of Special Education Research*, 2 (2), 81-86.
- 2) 是永かな子 (2017) 北欧を中心としたインクルージョンおよびインクルーシブ教育の現状と課題。教育学研究 (84), 13-24.
- 3) 真弓美果 (2010) 障害者の権利条約とノルウェーの特別支援教育：2010 年批准に向けて。世界の特別支援教育, 24, 63-65.
- 4) Nordahl, T. (2018) *Inkluderende fellesskap for barn og unge*. Fagbokforlaget, Bergen, Norway, 96-98, 103-104.
- 5) 八幡ゆかり (2012) わが国におけるインクルーシブ教育のあり方。鳴門教育大学研究紀要, 27, 65-79.
- 6) 山田敏 (2007) 北欧福祉諸国の就学前保育。明治図書, 122-123.